



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯を支援するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。対象となる人は申請書を提出してください。(平成27年度は2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、両方とも受け取ることができます)

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者 (各要件をすべて満たす人)	1 平成27年1月1日に米原市に住民登録がある人 2 平成27年度の市民税(均等割)が課税されず、市民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない人 3 生活保護を受けていない人 ※給付金の支給決定までに死亡した人は対象となりません。	1 平成27年5月31日に米原市に住民登録がある人 2 平成27年6月分の児童手当を受給している人 ※特例給付受給者(所得制限額以上の人で、児童1人当たり月額5,000円を受給している人)は対象となりません。 対象児童:支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
支給額	1人につき6,000円	対象児童1人につき3,000円
申請受付期間	平成27年9月14日(月)~平成28年2月5日(金) ※給付対象となる可能性のある人には、9月中旬に申請書を送付します。	平成27年6月1日(月)~平成27年12月1日(火) ※対象となる可能性のある人には児童手当現況届と一緒に申請書を送付しています。 ※公務員は、平成27年5月31日時点で住民票がある市町村で申請が必要です。 ※支払いは、児童手当の支給決定にあわせ、10月以降順次行う予定です。
申請先	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課(山東庁舎) ・各庁舎窓口 ・各行政サービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課(山東庁舎) ・各庁舎窓口 ・各行政サービスセンター

お問い合わせ 臨時福祉給付金 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎ 55-8102 ☎ 55-8130
 子育て世帯臨時特例給付金 市 子育て支援課(山東庁舎) ☎ 55-8104 ☎ 55-4040

児童扶養手当・特別児童扶養手当の更新手続き

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格があり、現況(所得状況)届の提出が必要な人に必要書類を郵送します。下記の申込期間に必ず提出してください。

提出書類	申込期間	提出場所
児童扶養手当現況届	8月3日(月)~31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課(山東庁舎) ・市民窓口課 ・各庁舎自治振興課 ・各行政サービスセンター ※郵送での受付不可
特別児童扶養手当所得状況届	8月10日(月)~9月10日(木)	

お問い合わせ 市 こども家庭課(山東庁舎) ☎ 55-8112 ☎ 55-4040